

常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月  
常総市

## 目 次

|    |                       |    |
|----|-----------------------|----|
| 1  | 目的・・・・・・・・・・・・・・・・    | 2  |
| 2  | 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・  | 2  |
| 3  | 提案限度額・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3  |
| 4  | 募集に関する事項等・・・・・・・・     | 3  |
| 5  | 応募条件・・・・・・・・・・・・・・・・  | 4  |
| 6  | 審査委員会の設置・・・・・・・・      | 6  |
| 7  | 実施要領等の配布・・・・・・・・      | 6  |
| 8  | 質問及び回答・・・・・・・・        | 6  |
| 9  | 施設見学会(説明会)・・・・・・      | 7  |
| 10 | 参加申込み手続き及び参加資格審査結果    | 7  |
| 11 | 提案書等の提出・・・・・・・・       | 8  |
| 12 | 提案書の内容及び審査方法等         | 10 |
| 13 | プレゼンテーション及びヒアリングの実施   | 11 |
| 14 | 選定結果の通知・・・・・・・・       | 11 |
| 15 | 契約・・・・・・・・・・・・・・・・    | 12 |
| 16 | 業務仕様・・・・・・・・・・・・・・・・  | 12 |
| 17 | その他留意事項・・・・・・・・       | 12 |

## 1 目 的

この実施要領は、水海道浄化センター及び内守谷浄化センターを効率的に運用することで、常に十分な性能を発揮させ、各マンホールポンプ場等の管理と共に、総合的な維持管理計画の下、継続的に性能を維持し、延命化を図るため、公募型プロポーザルに参加希望する事業者（以下「参加事業者」という。）を募り、最新の知識と業務方法、さらには豊富な経験に基づく企画の提案を受け、市の選考基準に基づく審査により、公共下水道処理施設運転維持管理業務の優先交渉権者を選定することを目的とする。

なお、本実施要領に併せて配布する資料等を本実施要領と一体のものとし、これら全てを併せて、以下「実施要領等」という。

## 2 事業概要

### （１）事業の名称

常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託

※業務の詳細は、常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託仕様書を参照すること。

### （２）履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

### （３）主な運営業務

- ア 施設等の運転操作業務（運転計画の策定、実施及び記録報告）
- イ ユーティリティの調達及び管理（ガス、水道、電話、薬剤、消耗品）
- ウ 水質試験（法令に基づく分析を除く日常試験）
- エ 機器類の点検業務（保守計画の策定、実施及び記録報告）
- オ 施設・設備の小規模な修繕（修繕計画の策定、おおむね税抜 1 5 0 万円以下の修繕実施）
- カ 消耗品の交換と補充
- キ 緊急時の運転操作
- ク 計装設備の点検と脱水機の定期点検
- ケ その他業務計画の作成及び実施
- コ 清掃業務
- サ 植栽管理

### （４）事業場所

別紙常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託特記仕様書のとおり

### （５）準備期間

契約締結日の翌日から業務委託開始日までの期間は準備期間とし、業務従事者の確保、指揮命令系統の確立及び備品等の確認を行うと共に、施設設備の運転方法等に習熟するため、現受託者から事務引継を受けるものとする。

なお、当該準備期間に関する経費は、受託者の負担とする。

### 3 提案限度額

本業務に関する費用は、308,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内とする。

### 4 募集に関する事項等

#### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

#### (2) プロポーザルの日程

| 項目                          | 期限等                                                           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ① 公募の開始                     | 令和7年5月27日(火)                                                  |
| ② 実施要領等の配布                  | 令和7年5月27日(火)～令和7年6月6日(金)                                      |
| ③ 実施要領等に関する質問受付             | 【受付期間】<br>令和7年5月27日(火)～令和7年6月6日(金)<br>【質問回答日】<br>令和7年6月13日(金) |
| ④ 施設見学会(説明会)                | 【受付期間】<br>令和7年5月27日(火)～令和7年6月6日(金)<br>【実施日】<br>令和7年6月17日(火)   |
| ⑤ 参加意思表明書等提出期間              | 令和7年6月3日(火)～令和7年6月17日(火)                                      |
| ⑥ 参加資格審査結果通知書及び<br>提案要請書の通知 | 令和7年6月24日(火)                                                  |
| ⑦ 提案書等の提出期限                 | 令和7年6月26日(木)～令和7年7月7日(月)                                      |
| ⑧ プレゼンテーション及びヒアリング          | 令和7年7月17日(木)                                                  |
| ⑨ 選定結果の通知                   | 令和7年7月24日(木)                                                  |
| ⑩ 仕様等に関する打合せ期間              | 令和7年7月下旬～8月中旬                                                 |
| ⑪ 契約締結日                     | 令和7年8月下旬                                                      |
| ⑫ 業務開始日                     | 令和7年10月1日(水)                                                  |

※ 上記スケジュールは、現時点での予定であり、日程を変更する場合がある。

## 5 応募条件

### (1) 応募者

「常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、応募できる事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

### (2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

- ア 応募者は、平成 27 年度以降において、日最大処理能力 3,000 m<sup>3</sup>/日以上で標準活性汚泥法、またはこれと同等以上の高度処理方式を採用する処理場における水・汚泥処理施設に係る運転管理業務の包括的民間委託（ユーティリティ調達・管理、修繕業務を含む）の一括受注実績を 1 年間以上で 2 業務以上有する者であること。共同企業体としては、代表企業としてのものに限る。
- イ 応募者は、申込書及び資格確認書類により、本運転維持管理業務委託の内容を十分に遂行できると認められた者であること。
- ウ 応募者は、常総市の令和 7 年・8 年入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録が完了していること。
- エ 応募者は、下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第 1348 号）第 2 条の規定による下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

### (3) 応募資格の制限

以下に該当する場合、当該法人その他の団体は応募ができないものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- イ 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に常総市又は茨城県からの指名停止の措置を受けている者
- ウ 常総市暴力団排除条例（平成 24 年常総市条例第 4 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- エ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理を命じられている者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者で更生手続開始の決定を受けていない者
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者で再生手続開始の決定を受けていない者
- キ 参加意思表明書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ケ 国税又は地方税を滞納している者

### (4) 応募に関する留意事項

#### ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ 市からの提供書類の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

キ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

(5) 事務局

本提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

〒303-8501

常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市役所都市建設部下水道課 管理係

TEL 0297-23-2111 (内線4820)

FAX 0297-21-7221

電子メール [gesuikanri@city.joso.lg.jp](mailto:gesuikanri@city.joso.lg.jp)

## 6 審査委員会の設置

本業務に関する応募者の参加資格の確認、並びに提案書及びプレゼンテーションによる優先交渉権者の選定は、審査委員会を設置し、その審査によるものとする。なお、審査委員会の構成、委員の職及び氏名は、原則として非公開とする。

## 7 実施要領等の配布

実施要領等の配布については、次のとおりとする。

### (1) 配布期間

令和7年5月27日（火）から令和7年6月6日（金）まで

### (2) 配布方法

常総市ホームページからのダウンロードによるものとする。

### (3) 配布資料

- ア 常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託実施要領
- イ 常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託仕様書・特記仕様書
- ウ 参加意思表明書（様式第1号）
- エ 会社概要等整理表（様式第2号）
- オ 受注実績等整理表（様式第3号）
- カ 質問書（様式第4号）
- キ 誓約書
- ク 参加要件確認書
- ケ 契約書（案）
- コ 施設見学会申込書

## 8 質問及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

### (1) 受付期間

令和7年5月27日（火）午前9時から令和7年6月6日（金）午後5時まで

### (2) 受付方法

質問書（様式第4号）に質問事項を記載し、電子メールにより提出とする。

### (3) 回答日

令和7年6月13日（金）

### (4) 回答方法

全ての参加表明した者に対して、電子メールで行うこととし、電話又は口頭による個別対応は行わない。

## 9 施設見学会（説明会）

施設見学会（説明会）については、次のとおり実施する。

### （１）日時

令和 7 年 6 月 17 日（火）【予定】

### （２）集合場所

常総市役所本庁舎【予定】

### （３）見学場所

水海道浄化センター及び内守谷浄化センターの内 1 か所

### （４）申込み先

令和 7 年 5 月 27 日（火）午前 9 時から令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時までに、事務局（都市建設部下水道課）へ申込書を提出すること。なお、事前の申込みがない法人その他の団体は、施設見学会への参加は認めない。

### （５）その他

- ア 各法人その他の団体 3 名までの参加とする。当日は、受付にて名刺を提出すること。
- イ 実施要領等は、配布しないので、事前に入手すること。
- ウ 日程については、必要に応じて変更し、又は追加する場合がある。

## 10 参加申込み手続及び参加資格審査結果

参加申込み手続及び参加資格審査結果については、次のとおりとする。

### （１）申込み期間

令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時から令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 5 時まで

### （２）申込み先

常総市役所都市建設部下水道課

### （３）提出方法

持参又は郵送とする。（配達の確認ができるもので、提出期限までに必着）

### （４）提出書類

- ア 参加意思表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要等整理表（様式第 2 号）
- ウ 受注実績等整理表（様式第 3 号）
- エ 誓約書
- オ 参加要件確認書
- カ 定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書、構成員名簿及び会則又は団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- キ 申請の日の属する事業年度の前年度若しくは前々年度の収支計算書、貸借対照表、財



産目録及び事業実績報告書又はこれらに相当する書類

※株主総会で議決された最新の書類とする

ク 申請の日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類

(5) 参加資格審査結果通知日

令和7年6月24日(火)【予定】

(6) 参加資格審査結果通知方法

郵送とする

(7) その他

応募者が4者以上の時は、審査委員会で提出された会社概要等整理表、受注実績等整理表等による事前審査を行い、3者に選定する。

## 1.1 提案書等の提出

参加意思表示した者で応募資格要件を満たし、業務提案書を提出依頼された者は、提案書等を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年7月7日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

常総市役所都市建設部下水道課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。(配達の確認ができるもので、提出期限までに必着)

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げない。

| No. | 書 類 名                                 | 備考欄                | 要提出 |
|-----|---------------------------------------|--------------------|-----|
| 1   | プレゼンテーション出席者報告書                       | 様式第 9 号            | ○   |
| 2   | 業務提案書(表紙)                             | 様式第 10 号           | ○   |
| 3   | 運営実績及び会社の安定性に関する書類                    | 様式第 11 号<br>(任意様式) | ○※1 |
| 4   | 管理運営に対する理念及び基本方針に関する書類                | 様式第 12 号<br>(任意様式) | ○   |
| 5   | 職員配置体制の考え方及び人材確保・育成方法に関する提案書          | 様式第 13 号<br>(任意様式) | ○   |
| 6   | 関係機関(電気保安全管理及び電気計装機器保安点検等)との連携に関する提案書 | 様式第 14 号<br>(任意様式) | ○   |
| 7   | 安全・危機管理に関する提案書                        | 様式第 15 号           | ○   |

|    |                                        |                    |     |
|----|----------------------------------------|--------------------|-----|
|    |                                        | (任意様式)             |     |
| 8  | 施設維持管理についての考え方と具体的な方法など<br>長寿命化に関する提案書 | 様式第 16 号<br>(任意様式) | ○   |
| 9  | コンプライアンスについての考え方                       | 様式第 17 号<br>(任意様式) | ○   |
| 10 | 提案見積書                                  | 様式第 18 号           | ○   |
| 11 | 納税証明書の写し                               |                    | ○※2 |
| 12 | 不測の事態発生時の独自の対応マニュアル                    |                    | ○   |

※ 1 受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類

※ 2 国税及び地方税を納税したことを証明できる書類の写し

○様式第 11～17 号については、任意様式とし、様式番号及び表題を記載すること。

## (5) 提出部数

ア 業務提案書等

正本 1 部 副本（審査用）9 部

イ プレゼンテーション出席者報告書（様式第 9 号）

1 部（参加人数は、業務提案書の内容を熟知している 3 名までとする。）

## (6) 提案書の作成要領

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、全てを横書きとする。

イ 各提案書類（副本）には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

ウ 提案書は、原則として A4 版又は A3 版の普通紙を用い、使用する文字サイズは 10 ポイント以上とすること。このほか、提案書、添付書類及び見積書における文字の種類、体裁、配色等は、任意とする。

エ 業務提案書の表紙には業務提案書（様式第 10 号）を使用し、提出日及び業務提案書ごとの通し番号を記入の上、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出すること。

オ 業務提案書の書式は指定するもの以外は自由とする。

カ 提案内容は、考え方を見やすく簡潔に記載すること。

## (7) 提案見積書

提案見積書（様式第 18 号）には、総額及び各年度の見積金額を記載し、業務提案書の最後に添付すること。

※ 消費税及び地方消費税については、10%で試算すること。なお、税率に変更が生じた場合には、別途協議するものとする。

## 1 2 提案書の内容及び審査方法等

以下の評価に基づき、公正かつ厳正に審査を実施し、総合得点の最も高い提案をした参加事業者を最優秀提案者として、公共下水道処理施設運転維持管理業務委託契約の優先交渉権者とする。

選定基準項目及び配点は下表のとおりとし、1 審査員あたりの持ち点は 250 点とする。

なお、審査における合格基準は、審査員の持ち点総合計の 6 割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルによる選定を行わないものとする。

参加事業者は、これらの条件を踏まえて提案書を作成すること。

| No.     | 選定基準項目                                     | 配点    |
|---------|--------------------------------------------|-------|
| 1       | 会社の概要                                      | 1 0   |
| 2－4     | 会社の体制・拠点（人員確保：10, 人材育成 10, 会社のバックアップ体制 10） | 3 0   |
| 5       | 本事業の業務実績                                   | 1 0   |
| 6       | 関係機関との連携                                   | 1 0   |
| 7－9     | 運転管理提案（施設の運転方法：10, 流入水の増加対応：10, 脱水汚泥：10）   | 3 0   |
| 1 0－1 1 | 保守管理提案（施設の保守点検：20, 修繕の対応：20）               | 4 0   |
| 1 2     | ユーティリティの調達・管理                              | 1 0   |
| 1 3     | 水質管理提案                                     | 1 0   |
| 1 4     | 環境対策                                       | 1 0   |
| 1 5－1 6 | 見積金額（見積金額：10, 業務内容：10）                     | 2 0   |
| 1 7     | リスク分担                                      | 2 0   |
| 1 8     | 緊急時の対応・実績                                  | 1 0   |
| 1 9     | 緊急時・災害時の支援体制，BCPの取り組み                      | 1 0   |
| 2 0     | 過失に対する対応                                   | 1 0   |
| 2 1     | コンプライアンスに関する取り組み                           | 1 0   |
| 2 2     | 取り組み意欲，総合力                                 | 1 0   |
|         | 合計                                         | 2 5 0 |

### ※ 採点方法

上記の選定基準項目について、参加事業者ごとに採点する。配点は、1 項目あたり 10 及び 20 点とし、次の基準により採点する。

| 評 価     | 点数（10 点の項目） | 点数（20 点の項目） |
|---------|-------------|-------------|
| 特に優れている | 10～9 点      | 20～17 点     |
| 優れている   | 8～7 点       | 16～13 点     |
| 普通      | 6～5 点       | 12～9 点      |
| やや劣る    | 4～3 点       | 8～5 点       |
| 劣る      | 2～1 点       | 4～1 点       |

### 1 3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

#### (1) 実施日

令和7年7月17日（木）【予定】

#### (2) 実施場所

常総市役所議会棟2階大会議室【予定】

#### (3) 実施時間

1参加事業者あたりの持ち時間を45分とし、「準備5分」「プレゼンテーション20分」「ヒアリング15分」「撤収5分」として実施する。

#### (4) 実施方法

自由形式とする。希望する参加事業者は、電子機器（パワーポイント等）を用いて行うことができる。

また、プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクター及びスクリーンについては、市において準備する。それ以外は、参加事業者において用意すること。

#### (5) プレゼンテーションの際の注意事項

ア プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

イ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。

ウ 提案書提出時に添付していない資料等を、新たに提出することは認めない。

エ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

※ 参加事業者が1社のみであっても、参加資格を有する業者であればプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### 1 4 選定結果の通知

#### (1) 通知日

令和7年7月24日（木）【予定】

#### (2) 通知方法

参加事業者にも文書で通知する。また、常総市ホームページ上でも公表を行う。

#### (3) 審査結果に対する異議申立て

審査結果に対する異議申立てをすることはできない。

## 1 5 契約

### (1) 契約の手順

- ア 市と仕様書等に関して打合せを行う。
- イ 市と契約を締結する。

### (2) 契約の概要

本実施要領、プレゼンテーションにおける質疑等に基づき、契約を締結する。契約において事業者が遂行すべき維持管理に関する業務内容などを定めるものとする。また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項、方法、時期等について明記するものとする。

## 1 6 業務仕様

別紙「常総市公共下水道処理施設運転維持管理業務委託仕様書」参照

## 1 7 その他留意事項

### (1) 必要経費の負担

書類作成、提出に係る費用等の必要な経費は全て応募者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止し、又は取消すことがあるが、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

### (2) 辞退の取扱い

参加意思表明書等の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第 19 号）により、事務局（都市建設部下水道課）宛てに提出すること。

### (3) 契約内容

本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

### (4) 企画及び提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の書類提出、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定する。審査にあたっては、参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、すでに決定した事項を取消す場合もある。

### (5) 情報公開請求について

本件に関わる情報公開請求を受けた場合は、常総市情報公開条例（平成 13 年水海道市条例第 17 号）に基づき、提出書類を公開することができるものとする。ただし、

公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、非公開となる場合があるため、当該情報が含まれていると判断するときは、その旨をあらかじめ書面により申し出るものとする。